

減免の対象となる障がいの範囲について（身体障がい者手帳の交付を受けている場合）

障がいの区分	身体障がい者の方本人が運転する場合		「身体障がい者の方と生計を一にする方」又は「単身で生活する身体障がい者の方を常時介護する方」が運転する場合
	障がいの級別		障がいの級別
視覚障がい	1級から3級、4級の1		同左
聴覚障がい	2級、3級		同左
平衡機能障がい	3級		同左
音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）		—
上肢不自由	1級、2級		同左
下肢不自由	1級から6級		1級から3級
体幹不自由	1級から3級、5級		1級から3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（ ^{いち} 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	同左
	移動機能	1級から6級	1級から3級（両下肢に運動機能障がいがある場合に限る）
心臓機能障がい	1級、3級、4級		同左
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸の機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級		同左
肝臓機能障がい	1級から4級		同左

○療育手帳（だれが運転しても障がいの程度はAのみ）

Aのみ

○精神障がい者保健福祉手帳（だれが運転しても障がいの程度は1級のみ）

1級のみ

<2つ以上の障がいがある場合の取扱い>

(1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。

- 減免の対象とならない場合の例（生計を一にする方 又は 常時介護する方が運転する場合）

身体障がい者手帳の等級が2級であっても、その内容が「上肢不自由3級」及び「下肢不自由4級」であるときは該当しません。

(2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。

- 合算する例（下肢不自由の場合）

両股関節機能障がい4級×2（「右股関節機能障がい4級」及び「左股関節機能障がい4級」）の場合の認定等級は3級となります。